

令和5年8月3日(木曜日) 第 429 号

発 行 **宮 崎 県**

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月·木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

目	次
Ħ	久

				頁
告 示				
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出	(福祉	保健語	果)	1
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(//)	1
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変				
更	(//)	1
○保安林の指定予定の通知(4件)	(自然	環境詞	果)	2
○保安林の指定施業要件の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(//)	2
○林業用種苗生産事業者の登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(森林	経営記	果)	3
○ふ化業者の登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(畜産	振興詞	果)	3
○道路の区域の変更(4件)	(道路	保全記	果)	3
○道路の供用の開始(4件)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(//)	4
○道路の占用を制限する区域の指定(2件)	(//)	5
○宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出	(会計記	果)	5
公告				

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市	
町村の意見(商工政策課) 5	,
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市	
町村の意見(// //) 5	,
○土地改良区の役員の就退任の届出(2件)(農村整備課) 6	i
○土地改良区の役員の退任の届出(″)6	i
○県営土地改良事業計画の策定(″) 7	
○特例事業規程の変更・・・・・・・・・・・(担い手農地対策課) 7	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し(管理課) 7	
○公共測量の終了の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○入札公告8	
教育長訓令	
○宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正	
する訓令	1
○宮崎県教育庁スポーツ指導センター処務規程の	
一部を改正する訓令1()

告

宮崎県告示第 563号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
たかちほ薬局	西臼杵郡高千穂町三田 井 437番地1	令和5年6月30日

宮崎県告示第 564号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項 においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、 医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のと おり指定した。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーション紬(つむぎ)	都城市立野町3633番地 1	令和5年3月1日
たかちほ薬局	西臼杵郡高千穂町三田 井 437番地1	令和5年7月1日

宮崎県告示第 565号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の所在地

名 称	所 在 地
きむら薬局	東臼杵郡門川町須賀崎1丁目41番地1

2 届出事項

所 右	E 地	変更年月日
変更前	変更後	发 史平月日
東臼杵郡門川町須賀	東臼杵郡門川町須賀	令和5年6月16日

崎1丁目41番地

崎1丁目41番地1

宮崎県告示第 566号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川字樫葉 谷 931-15
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備 え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 567号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字若松 山3088
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置 いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 568号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字東山

10573, 10744

- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置 いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 569号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字河内字入高 1406、1408から1412まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりと する。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置 いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 570号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次の とおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷 町(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日向市 (次の 図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 児湯郡新富町 (次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を宮崎県環境森林部自然環境課、関係農林振興局並びに日向市 役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 571号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、 次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録	生産事業者の氏名 生産事業の内容			事務所の名称
番号	又は名称及び住所	種穂	苗木	及び所在地
1413	遊谷 典広 宮崎県延岡市大貫 町6丁目1970番地 1	採取	幼苗の育 成	遊谷 典広 宮崎県延岡市大貫 町 6 丁目1970番地 1

宮崎県告示第 572号

養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項の規定により、 次の者をふ化業者に登録した。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

	₹.	Λ ⊐	登	録	登	録	業	者		s 1	上場	i
- 1 '	登 番	録号	年月	日	氏名は名		住	所	名	称	住	所
	宮崎	•	令和 5	•	アミュ			司市大		л . 		市大
	5 - 号	- 3	6月1	6H	ズ株z 社	会	子当	F岩83 昏地		式会 岩孵	字平 56番	_

			卵場		
--	--	--	----	--	--

宮崎県告示第 573号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年8月3日から同年同月17日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	各の	路線名	∀	日日	新旧	敷地の 幅 員	延	長
番号	種	類	始極石	区間		の別	(メートル)	(メー	トル)
	国道	疸	219号	西都市	市大字	旧	9.8~	20	3.6
				尾八重	重字楠		49. 7		
				之木1	.677番				
				24地分	もから	新	26.1~	20	3.6
				同市同	司大字		59. 2		
				同字1	.677番				
				24地分	もまで				

宮崎県告示第 574号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年8月3日から同年同月17日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の 種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
28	県道	日南高岡線	宮崎市高岡 町上倉永八 久保国有林 213こ林小 班から同市 同町上倉永 八久保国有 林 213こ林 小班まで	新	16. 1~ 23. 1 16. 1~ 24. 4	15. 9 15. 9

宮崎県告示第 575号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年8月3日から同年同月17日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	各の	路線名	 	調	新旧	敷地の 幅 員	延 長
番号	種	類	11 N/X 1		⊨J	の別	(メートル)	(メートル)
30	県道	쇨	えびの	えびの市	大	IΗ	10.7~	112. 4
			高原小	字東長江泊	甫		18.7	
			田線	作鹿倉国宿	有			
				林3062-	5	新	14.7 ∼	112.4
				林小班地名	た		21.5	
				から同市	司			
				大字作鹿魚	倉			
				国有林306	31			
				- む4林/	1/			
				班地先まっ	で			

冰石		の別	(メートル)	(メートル)
びの原小	えびの市大字東長江浦	旧	10.7~ 18.7	112. 4
線	作鹿倉国有 林3062-ち 林小班地先 から同市同 大字作鹿倉 国有林3061	新	14.7~ 21.5	112. 4

宮崎県告示第 576号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年8月3日から同年同月17日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路。	の	路線名	区間	新旧	敷地の 幅 員	延長
番号	種	類	ET 10X 1		の別	(メートル)	(メートル)
142	県道		上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎	III	5.1~ 30.9	76. 5
				土野字長尾 谷1618番22	新	9.6~	75. 9
				地先から同	तरु । 	44.6	10. 9
				郡同村同大			
				字同字1618			
				番22地先ま			
				で			

宮崎県告示第 577号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道 路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年8月3日から同年同月17日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路の		目わり白 ク	EZ.	HH	/// III H H / / 0 #0 II	
番号	種	類	路線名	区間		供用開始の期日	
	国道	Í	219号	西都市	市大字	令和5年8月3日	
				尾八	重字楠		
				之木]	1677番		
				24地先から			
				同市	司大字		

	同字1677番	
	24地先まで	

宮崎県告示第 578号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道 路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年8月3日から同年同月17日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	各の	路線名	区	間	供用開始の期日
番号	種	類	始 称石		旧	供用開始の期日
28	県道	道	日南高	宮崎市	市高岡	令和5年8月3日
			岡線	町上紅	含永八	
				久保	国有林	
				213	こ林小	
				班かり	う同市	
				同町_	上倉永	
				八久的	呆国有	
				林 21	.3こ林	
				小班。	まで	

宮崎県告示第 579号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道 路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年8月3日から同年同月17日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	各の	Illa luía (z			/// CDBB// o #0 H
番号	種	類	路線名	区	間	供用開始の期日
30	県道	当	えびの 高原小 田線	字東 作鹿 林30	の市大 長江浦 倉国有	令和5年8月3日
				か 大 国 ー む	班地先 同市同 作鹿倉 林3061 4林小 先まで	

宮崎県告示第 580号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道 路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年8月3日から同年同月17日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路の	即か白な	区間	供用開始の期日
番号	種 類	路線名	区間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延	延岡市宮長	令和5年8月3日
		岡線	町71番1地	
			先から同市	
			同町71番1	
			地先まで	

宮崎県告示第 581号

道路法(昭和27年法律第 180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年8月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	219号	西都市大字尾八重字楠之木1677番24地 先から同市同大字同字1677番24地先ま で

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年8月18日

宮崎県告示第 582号

道路法(昭和27年法律第 180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年8月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	日南高岡線	宮崎市高岡町上倉永八久保国有林 213 こ林小班から同市同町上倉永八久保国 有林 213こ林小班まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年8月18日

宮崎県告示第 583号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第11 条第4項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更 の届出があった。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変	頁 前	変	更 後	変 更
売りさばき	売りさばき	売りさばき	売りさばき	
人の氏名	をする場所	人の氏名	をする場所	年月日
都城農業協同組合	都城市上川 東3丁目6 号1番 都 城農業協同 組合祝吉支 店内	都城農業協 同組合	都城市高木 町6222番地 1 都城農 業協同組合 沖水支店内	令和5年 5月8日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、 当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス宮崎大橋店

宮崎市大橋2丁目134番1 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第5条第1項の規定による届出 大規模小売店舗の新設

令和5年6月6日

3 意見の概要 意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和5年8月3日から令和5年9月4日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、

当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ宮崎店

宮崎市神宮東1丁目68番1 外7筆

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗において小売業を行う 者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の 変更

令和5年3月13日

3 意見の概要

意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和5年8月3日から令和5年9月4日まで

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により 、石山土地改良区(都城市)の役員の就任及び退任について次のと おり届出があった。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名	氏	名		住	所
理	事	江内谷	利	美	都城市高城町有水	744番地2

(任期:令和9年3月31日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住	所
理	事	Ш	畑	博	男	都城市高城町有水288	7番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により、小林市土地改良区(小林市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名		氏	名		住 所	
理	事	富	永	記夕	ス男	小林市細野3565番地	
理	事	大	部	実	男	小林市真方3742番地3	

理	事	谷 口 和			巳	小林市細野4659番地
理	事	楢 木 睦			男	小林市真方5436番地イ
理	事	Щ	野	輝	夫	小林市堤2080番地
理	事	温	温水勝		則	小林市南西方6319番地7
理	事	倉 薗		忠	小林市真方3257番地1	
理	事	柚フ			充	小林市細野 883番地1
理	事	Щ	野	利	男	小林市南西方4407番地
監	事	永	井	広	行	小林市真方4289番地
監	事	相	相場克		幸	小林市真方3898番地6
監	事	松。	,野		博	小林市南西方4478番地6

(任期:令和8年3月31日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住所					
理	事	富	永	記	入男	小林市細野3565番地					
理	事	大	部	実	男	小林市真方3742番地3					
理	事	谷		和	巳	小林市細野4659番地					
理	事	楢	木	睦	男	小林市真方5436番地イ					
理	事	Л	野	輝	夫	小林市堤2080番地					
理	事	温	水	勝	則	小林市南西方6319番地7					
理	事	倉	薗		忠	小林市真方3257番地1					
理	事	柚フ	ト 脇		充	小林市細野 883番地1					
理	事	Ш	野	利	男	小林市南西方4407番地					
監	事	永	井	広	行	小林市真方4289番地					
監	事	相	塲	克	幸	小林市真方3898番地6					
監	事	松。	,野		博	小林市南西方4478番地6					

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により、横市土地改良区(都城市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役	名	氏	名		住 所
監	事	猪ヶ倉	孝	典	都城市横市町6033番地13

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条第1項の規定により、木森地区県営土地改良事業(国富町、ため池等整備事業)に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類 策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 令和5年8月3日から令和5年9月1日まで
- 3 縦覧場所 国富町役場農地整備課内
- 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。

)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算 して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができ る。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第9条第2項において準用する法第8条第3項の規定により、公益社団法人宮崎県農業振興公社の特例事業規程の変更を次のとおり承認した。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 承認年月日 令和5年7月26日
- 2 承認に係る特例事業の種類 法第7条第1号から第3号までに掲げる事業

建設業法(昭和24年法律第 100号)第29条第1項の規定により、 建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

	処分を受けた建	設業者				処分の内容	処分の原因と	加八さした左目目
許可番号	商号又は名称	代表者	の氏名	主たる営業 所の所在地	許可の 区分	取り消した業種	なった事実	処分をした年月日
宮崎県知事許可(般-2)第7970号	(有)野口工業	野口	英幸	宮崎県西諸 県郡高原町 大字広原43 81-1	一般	土木工事業、建築工事 業、とび・土工工事業 、屋根工事業、舗装工 事業、板金工事業、水 道施設工事業	令和5年6月 15日付けで廃 業した旨の届 け	令和5年6月15日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-4)第 10626号	侑高野建設	高野	幸秀	宮崎県東諸 県郡国富町 大字八代北 俣3198-18	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、舗装 工事業、しゆんせつ工 事業、水道施設工事業	令和5年6月 15日付けで廃 業した旨の届 け	令和5年6月15日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第 12548号	インテリアク ラフト	長友	栄治	宮崎県東臼 杵郡門川町 大字門川尾 末1717	一般	内装仕上工事業	令和5年6月 23日付けで廃 業した旨の届 け	令和5年6月23日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第 12834号	㈱日光電機	佐藤	秀子	宮崎県西臼 杵郡高千穂 町大字三田 井 868-4	一般	土木工事業、電気工事 業、管工事業、水道施 設工事業、消防施設工 事業	令和5年6月 16日付けで廃 業した旨の届 け	令和5年6月16日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第 14051号	Garden Works	北原	涉	宮崎県宮崎 市大字熊野 9830-3	一般	左官工事業	令和5年6月 19日付けで廃 業した旨の届 け	令和5年6月19日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第 14117号	(有)グリーンフ ィールド	矢野	泰弘	宮崎県宮崎 市大字小松 1216-27	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、舗装 工事業、しゆんせつ工 事業、塗装工事業、造 園工事業、水道施設工 事業	令和5年6月 15日付けで廃 業した旨の届 け	令和5年6月15日 (全廃業)
宮崎県知事許可(特-4)第 456号	㈱山崎産業	山崎	司	宮崎県延岡 市貝の畑町 2903	特定	建築工事業	令和5年6月 7日付けで廃 業した旨の届	令和5年6月7日 (一部廃業)

						け	
宮崎県知事許可(般-4)第1534号	向陽化工㈱	佐々木 誠	宮崎県延岡 市大武町39 - 105	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、舗装工事業 、水道施設工事業	令和5年6月 12日付けで廃 業した旨の届 け	令和5年6月12日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-3)第2355号	冨加見建設	富加見 健二	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江3207	一般	建築工事業	令和5年6月 12日付けで廃 業した旨の届 け	令和5年6月12日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(特-30)第 12505号	㈱大成技建	鬼塚 一廣	宮崎県宮崎 市宮田町 2 -25	特定	大工工事業	令和5年6月 5日付けで廃 業した旨の届 け	令和5年6月5日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-3)第 12888号	技建工業	吉田 輝章	宮崎県延岡 市二ッ島町 9652	一般	土木工事業、石工事業 、鋼構造物工事業、舗 装工事業、しゆんせつ 工事業、水道施設工事 業	令和5年6月 13日付けで廃 業した旨の届 け	令和5年6月13日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第 13457号	(株) I S S E I t e c	黒木 一成	宮崎県宮崎 市佐土原町 石崎3-3 -2	一般	消防施設工事業	令和5年6月 23日付けで廃 業した旨の届 け	令和5年6月23日 (一部廃業)

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第2項の規定により、九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
 - 公共測量(3級基準点、3級水準点)
- 2 作業地域

宮崎県西都市穂北他、高鍋町上江他、新富町新田他、木城町川 原他

3 作業終了日 令和5年6月22日

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和5年8月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 件 名 交通規制管理システムの賃貸借及び保守
- (2) 借入物品及び数量 交通規制管理システム一式
- (3) 借入物品の特質等 仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで
- (5) 納入場所 仕様書のとおり
- (6) 要求所属 宮崎県警察本部交通部交通規制課 宮崎市旭1丁 目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110
- (7) 入札方法 (2)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料(保守料を含む)の1月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積

もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 234条の3の規定による契約であり、県は、上記1(4)の契約期間において、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するものとする。
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格 この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を 全て満たす者とする。
 - (1) 令和5年宮崎県告示第 120号に規定する資格を有する者であること。
 - (2) IS〇9001及びIS〇 27001の資格を保有していること。
- (3) 過去2年以内に本県又は他県警察本部にて交通規制管理システムを導入した実績を有する者であること。
- (4) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (5) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (6) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (7) 納入する物品を第三者をして貸し付けしようとする者にあっては、当該物品を自ら貸し付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(4)~(6)を履行できる者と共同して当該物品を貸し付けることが可能であることを証明した者であること。
- (8) 経営者等(法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77

号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。

- (9) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (0) 会社更生法(平成14年法律第 154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第 225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされてない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- 4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格審査申請書(別記様式1)に前記3の資格要件を満たすことを証明できる書類 を添付して提出しなければならない。

入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由 を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。

なお、提出された書類について説明を求められた時は、これに 応じなければならない。

- (1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110
- (2) 提出期間 令和5年8月3日(木)から令和5年9月1日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- (3) 提出方法 持参又は郵送等(書留郵便又はそれと同等手段の 託送に限る。)により提出すること。
- (4) 審査結果の通知 入札参加資格の審査結果は、令和5年9月 8日(金)までに通知する。
- 5 契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法 3(1)に掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次に より参加資格等を得るための申請を行うこと。
 - (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通 東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208
 - (2) 申請書類の受付期間

令和5年8月3日(木)から令和5年9月1日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

- 6 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 令和5年8月3日(木)から令和5年9月13日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時

まで)

- 7 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
 - (2) 期間 令和5年8月3日(木)から令和5年9月1日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

※郵送により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。

- 8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県警察本部1階 102会議室 宮崎市旭1丁目 8番28号
 - (2) 提出期限 令和5年9月14日(木)午後3時 ※送付にあっては、下記13の場所に令和5年9月13日(水)午後5時必着とする。
 - (3) 提出方法 持参又は送付(書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。)
- 9 開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
- (2) 日時 令和5年9月14日(木)午後3時
- 10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則 第2号)第 100条の規定による。

- 11 入札の無効に関する事項 宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 12 落札者の決定の方法 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 13 契約に関する事務を担当する部局 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- 14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 15 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づ く政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情 検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、 調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 16 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Lease of the Traffic Regulation Management system and the Maintenance, 1 sets
 - (2) Time-limit for tender: 3:00 p.m. 14 September, 2023 (tenders submitted by post 5:00 p.m. 13 September, 2023)
 - (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

教育長訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令をここに公表する。 令和5年8月3日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会教育長訓令第3号

本 庁 各出先機関 各教育機関

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程(平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改正前			改正後				
別表	長第4(第11条関	係)	別	表第4(第11条関	係)				
H	出先機関等の長へ	の委任事務		出先機関等の長への委任事務					
	出先機関等の長	委任事務		出先機関等の長	委任事務				
	1 宮崎県教育	(1) [略]		1 宮崎県教育	(1) [略]				
	庁スポーツ指	(2) 宮崎県体育館及び宮崎県ライフル射撃		庁スポーツ指	(2) 宮崎県体育館 <u>、新宮崎県体育館</u> 及び宮				
	導センター所	競技場の利用許可、利用許可の取消し、臨		導センター所	崎県ライフル射撃競技場の利用許可、利用				
	長	時の開館(場)又は休館(場)の決定及び		長	許可の取消し、臨時の開館(場)又は休館				
		臨時の利用時間の変更に関すること。			(場)の決定及び臨時の利用時間の変更に				
					関すること。				
		(3) [略]			(3) [略]				
	2~8 [略]			2~8 [略]					

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年8月20日から施行する。

(準備行為)

2 利用許可その他新宮崎県体育館を供用するために必要な準備行為は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

宮崎県教育庁スポーツ指導センター処務規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和5年8月3日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会教育長訓令第4号

本 庁 各出先機関 各教育機関

宮崎県教育庁スポーツ指導センター処務規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育庁スポーツ指導センター処務規程(昭和58年宮崎県教育委員会教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 改正後 (教育長の承認) (教育長の承認) 第1条 所長は、引き続き10日を超える宮崎県体育館、宮崎県ライ 第1条 所長は、引き続き10日を超える宮崎県体育館、新宮崎県体 フル射撃競技場及び宮崎県総合運動公園有料公園施設(以下「体 育館、宮崎県ライフル射撃競技場及び宮崎県総合運動公園有料公 育館等」という。)の使用許可については、教育長の承認を得て 園施設(以下「体育館等」という。)の使用許可については、教 決定しなければならない。 育長の承認を得て決定しなければならない。 (防災計画) (防災計画) 第3条 所長は、年度始めに宮崎県体育館並びに宮崎県総合運動公 第3条 所長は、年度始めに宮崎県体育館、新宮崎県体育館並びに 園陸上競技場、水泳場、合宿所、武道館及び硬式野球場の防災計 宮崎県総合運動公園陸上競技場、水泳場、合宿所、武道館及び硬 画を作成し、その概要を計画書(別記様式)により、4月末日ま 式野球場の防災計画を作成し、その概要を計画書(別記様式)に でに教育長に提出しなければならない。 より、4月末日までに教育長に提出しなければならない。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第3条関係)

(表)

文 書 番 号 年 月 日

教育長殿

教育庁スポーツ指導センター所長

宮崎県体育館等の防災計画について(提出)

このことについて、宮崎県教育庁スポーツ指導センター処務規程第3条の規定に より下記のとおり提出します。

記

1 宮崎県体育館 防火管理者 職氏名

区 分	責	任	者	組	織・編	成	備	考
自衛消防組織								
非 常 通 報								
非常持ち出し								
火 気 取 締 り								
非常変災時組織								
その他								

2 新宮崎県体育館 防火管理者 職氏名

区 分	責	任	者	組	織・編	成	備	考
自衛消防組織								
非 常 通 報								
非常持ち出し								
火 気 取 締 り								
非常変災時組織								
その他		•						

3 宮崎県総合運動公園陸上競技場 防火管理者 職氏名

区 分	責	任	者	組	織・編	成	備	考
自衛消防組織								
非 常 通 報								
非常持ち出し								
火 気 取 締 り								
非常変災時組織								
その他								

(裏)

4 宮崎県総合運動公園水泳場 防火管理者 職氏名

区分	責	任	者	組	織・編	成	備	考
自衛消防組織								
非 常 通 報								
非常持ち出し								
火 気 取 締 り								
非常変災時組織								
その他		•				•		

5 宮崎県総合運動公園合宿所 防火管理者 職氏名

区分	責	任	者	組	織・編	成	備	考
自衛消防組織								
非 常 通 報								
非常持ち出し								
火 気 取 締 り								
非常変災時組織								
その他								

6 宮崎県総合運動公園武道館 防火管理者 職氏名

区 分	責	任	者	組	織・編	成	備	考
自衛消防組織								
非 常 通 報								
非常持ち出し								
火 気 取 締 り								
非常変災時組織								
その他								

7 宮崎県総合運動公園硬式野球場 防火管理者 職氏名

区 分	責	任	者	組	織・編	成	備	考
自衛消防組織								
非 常 通 報								
非常持ち出し								
火 気 取 締 り								
非常変災時組織								
その他								

附則	
(施行期日)	
1 この訓令は、令和5年8月20日から施行する。	
(準備行為)	
2 使用許可その他新宮崎県体育館を供用するために必要な準備行為	は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

令和 5 年 8 月 3 日(木曜日) 第 429 号	宮崎	県	公	報